

平成31年度(令和元年度)

監査委員事務局(公平委員会)の方針書

組織名	監査委員事務局(公平委員会)
所属長名	武田 肇

1. 組織の使命(ありたい姿)

(監査委員事務局)

監査委員の命を受け、市の行財政が適正かつ効率的に運用されているかチェックし、改善に向けた指摘等を行うとともに、監査結果を市民へ公表し、市政の信頼確保に資する。

(公平委員会)

公平委員会の審査を通じ職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する。

2. 組織の抱える課題(現状)

(監査委員事務局)

1. 監査での指摘事項の改善
2. 業務統括課との協議による監査の質の向上
3. 事務局職員の専門知識向上

(公平委員会)

1. 公平委員会の周知

3. 今年度の『スローガン』

- ・業務改善に向けた情報を発信し、周知徹底を図ろう
- ・個々のスキルアップを図り、組織のレベルアップにつなげよう

4. 今年度の方針

1. 監査、決算審査等の適切かつ有効な実施
2. 関心を持ってもらえる情報の発信
3. 事務局職員の専門知識向上

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	監査、決算審査等の適切かつ有効な実施
	取組内容	・監査委員との綿密な打合せ、指示事項を踏まえて、合規性、経済性、有効性、効率性等の観点から計画的に監査を実施する。 ・各会計決算及び基金の運用状況、健全化判断比率等の審査をするため、会計課及び財政課等から意見聴取等を実施する。
(2)	実現したい成果	関心を持ってもらえる情報の発信
	取組内容	・定期監査や随時監査、財政援助団体等監査で指摘された事項の改善のため、全庁掲示板で監査の留意点等を周知する。 ・公平委員会の業務内容について、全庁掲示板にて周知する。
(3)	実現したい成果	事務局職員の専門知識向上
	取組内容	・研修へ積極的に参加し個人のスキルアップを図り、事務局全体でも共有する。 ・事務局職員の監査に関する専門的知識の習得、向上を図り、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号。)に基づく新たな監査基準を定める(H32.4.1公布)。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 監査、決算審査等の適切かつ有効な実施
 - ・第1期定期監査(5/8～5/31、22機関)
 - ・財政援助団体等監査(9/27～10/2、2出資団体、2指定管理施設、8補助金)
 - ・決算審査、基金の運用状況(8/9報告)、健全化判断比率等審査(9/6報告)
- (2) 関心を持ってもらえる情報の発信
 - ・監査の留意点の周知
 - ・公平委員会の業務内容について周知
- (3) 事務局職員の専門知識向上
 - ・全国、東北、県都市監査委員会研修(改正地方自治法と監査基準ほか)
 - ・自治体監査の実務ポイントセミナー
 - ・ハラスメント研修
 - ・ワークライフバランス研修 ほか

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 監査、決算審査等の適切かつ有効な実施
 - ・第2期定期監査(10/16～11/15、39機関予定)、随時監査(11/21、3課予定)、第3期定期監査(R2.1～2予定)
 - ・指摘のあった所属所からの措置状況報告や業務統括課との協議を問題点や業務の改善につなげる
 - ・指摘事項が確実に改善されるよう事務引継書に「監査指摘事項」欄を追加するよう総務課と協議
- (2) 関心を持ってもらえる情報の発信
 - ・第2、3期定期監査に向け、これまでの監査での指摘事項が改善されるように、全庁掲示板で留意点等を周知する
 - ・公平委員会の業務内容について、全庁掲示板にて周知する
- (3) 事務局職員の専門知識向上
 - ・これまでの研修等で得た情報をもとに新たな監査基準を作成する

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 監査、決算審査等の適切かつ有効な実施
 - ・監査委員との綿密な打合せ、指示事項を踏まえて、定期監査(1期:22機関、2期:39機関、3期:26機関)、随時監査、財政援助団体等監査、決算審査等を実施した
 - ・監査報告書での個別指摘事項の記載内容の見直しを行い、各所属所に指摘事項を自分事として捉え業務の改善につなげられるようにした
 - ・指摘事項が確実に改善されるよう事務引継書に「監査指摘事項」欄を追加
- (2) 関心を持ってもらえる情報の発信
 - ・これまで行った定期監査等での実際の指摘事項について、根拠法令等を示しながら改善・修正方法も含め、全庁掲示板にて周知を行った
 - ・公平委員会の業務内容について、全庁掲示板にて継続して周知を行った
- (3) 事務局職員の専門知識向上
 - ・監査実務、複式簿記や公営企業会計についての外部研修に積極的に参加し、職員個人のスキルアップを図るとともに、事務局全体で共有を図り全体のレベルアップにつなげている
 - ・都市監査委員会研修等で得た情報をもとに令和2年4月1日施行の監査基準を作成した
 - ・ハラスメント研修を受け、公平委員会の苦情相談用務の対応改善につなげている